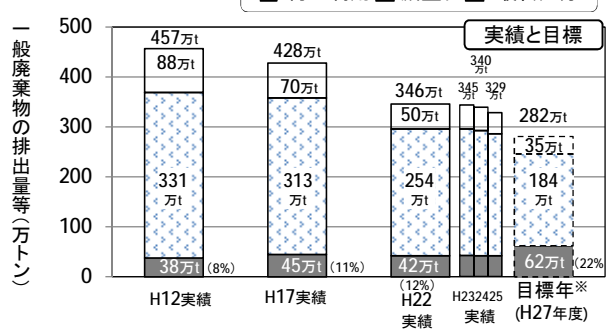


現行計画の概要

- 計画の位置づけ
 - ・大阪府環境総合計画(平成23年3月策定)の「資源循環」分野の実行計画
 - ・廃棄物処理法第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画(国の廃棄物処理の基本方針の内容を踏まえて策定)
 - ・大阪府循環型社会形成推進条例第6条、第8条に基づく基本方針、行動指針
- 計画期間
 - ・平成23年度から平成27年度までの5か年
- 目指すべき循環型社会の将来像(長期的視点)
 - ・資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、使用済みとなったものはほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環している。その結果、天然資源の消費が削減されるとともに処分しなければならない廃棄物の排出量が最小限に抑えられ、最終処分量も最小限となっている。
- 施策の基本方針
 - ・リデュース・リユースの推進(ごみを出さないライフスタイル)
 - ・リサイクルの推進(天然資源の消費を減らす。)
 - ・リサイクルの質の確保と向上(素材としてのリサイクル)
 - ・適正処理の推進(最終処分量の削減、環境保全)

現状と課題

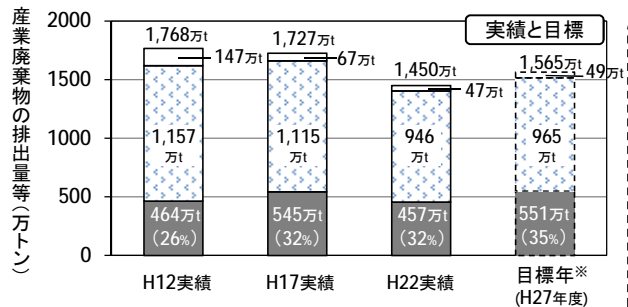
<一般廃棄物>



【現状】

- 一般廃棄物
 - ・排出量、最終処分量は、長期的にみて減少している。(最終処分量: H12年度からH25年度にかけて5割削減)
 - ・再生利用率はH12年度からH17年度にかけて8%から11%に上昇したが、H17年度からH22年度にかけては横ばいである。
 - ・H22年度以降も同様に、排出量、最終処分量は減少しているが、再生利用率は横ばいである。
- 産業廃棄物
 - ・排出量、最終処分量は、長期的にみて減少している。(最終処分量: H12年度からH22年度にかけて7割削減)
 - ・再生利用率はH12年度からH17年度にかけて26%から32%に上昇したが、H17年度からH22年度にかけては横ばいである。

<産業廃棄物>



【課題】

- 一般廃棄物
 - ・資源化可能なごみを焼却しない等、さらに3Rを進めていくことが必要
- 産業廃棄物
 - ・再生利用できる可能性があるものについてのリサイクルの取組み等、さらに3Rを進めていくことが必要
- 全般
 - ・現行計画の指標に加えて新たな指標を設定する等、3Rの取組みの進展をより正確に表すことが必要

【考慮すべき事項】

- 大規模災害への備え
 - ・平成23年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害発生時における廃棄物の処理に関する備えが必要
- 最終処分場の確保
 - ・府では、近隣府県市と協力して大阪湾圏域広域処理場を整備したが、容量には限りがある。

【社会情勢の変化】

- 人口減少、高齢化の進展
 - ・今後、大阪府の人口は減少し、高齢化社会を迎える。
- 建築物等の更新需要の増加
 - ・高度経済成長期に大量に建設された建築物等が老朽化し、修繕や更新が必要なものが増加する見込み

次期計画

- 社会情勢の変化や現行計画期間中における循環型社会形成に向けた取組みの進展、課題を踏まえ、新たな循環型社会推進計画を策定する。
- 計画期間 平成28年度から平成32年度までの5か年

【スケジュール(案)】平成27年6月 環境審議会に諮問 → 循環型社会推進計画部会において審議・検討(5回程度を予定) → 環境審議会から答申 → パブリックコメント実施
平成28年5月頃 計画策定予定